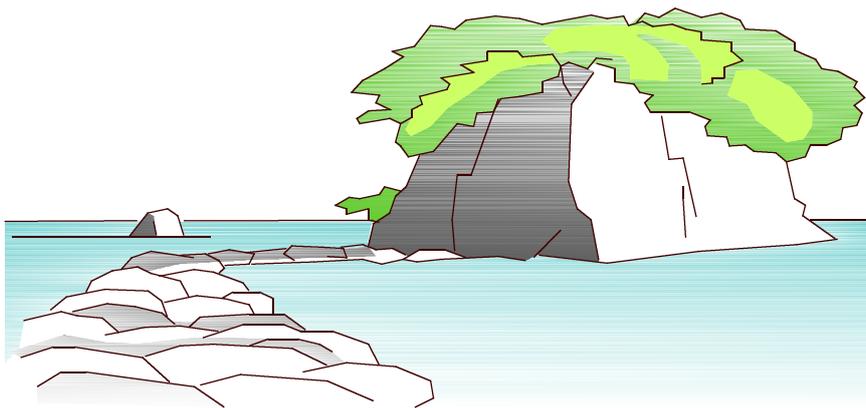


保護の相談や申請をする方の  
生活保護のしおり



詳しくは、次のところまでご連絡ください。

北海道胆振総合振興局保健環境部社会福祉課

〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1

むろらん広域センタービル2F

保護第一係 0143-24-9837

保護第二係 0143-24-9838

# 1 生活保護法とは？



生活保護法とは、病気や怪我、失業、高齢など様々な理由で経済的に困っている方に対し経済的援助を行うことで生活を保障し、個別の自立を支援する制度です。

## 2 生活保護の原則

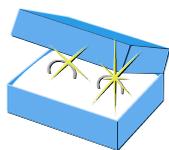
生活保護（以下、「保護」という。）は、目の前の生活に利用できる資産や能力、他に利用できる制度がないとき、または、それら制度を活用しても生活できないときに利用できる仕組みとなっています。また、保護は生計を同一にしている世帯を一つの単位として実施されますので、家族のうち一部の人だけ利用することは原則できません。



## 3 利用できる資産や能力、他制度とは？

### (1) 資産とは？

売却可能な不動産、自動車、解約返戻金のある生命保険、預貯金、有価証券、高価な宝石や貴金属など、現金に換えて生活費として活用できる資産のことを言います。

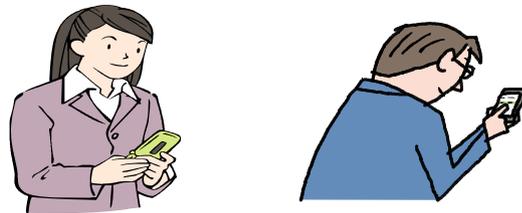


じどうしゃ かいやくへんれいきん せいめいほけん げんそくほご ゆうせん  
 ※自動車や解約返戻金のある生命保険については、原則保護に優先して  
 かつよう しさん み ほごう ほゆう みと  
 活用すべき資産と見なされ、保護を受けながら保有することは認められませ  
 じようきよう おう ほゆう みと ばあい くわ いぶり  
 んが、状況に応じて保有が認められる場合がありますので、詳しくは胆振  
 そうごうしんこうきよく しよくいん いか そうだん  
 総合振興局の職員（以下、「ケースワーカー」という。）に相談してくだ  
 さい。



(2) のうりよく  
 能力とは？

はたら のうりよく い びようき けが ねんれい かにい じじよう  
 働ける能力のことを言います。病気や怪我、年齢や家庭の事情  
 りゆう はたら かつ しごと さが  
 などの理由がなく働ける方は、あなたにできる仕事を探してくだ  
 はたら しよくば かか はたら ばあい  
 さい。働ける職場があるにも関わらず、働こうとしない場合は、  
 ほご ようけん か ほごう ばあい  
 保護の要件を欠くものとして、保護が受けられない場合もあります。



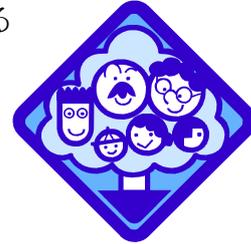
(3) たせいど  
 他制度とは？

かくしゆねんきん しつぎようてあて ろうさい しようびようてあてきん じどうふようてあて  
 各種年金や失業手当、労災や傷病手当金、児童扶養手当や  
 じどうてあて しんせい かつよう せいど い かつよう  
 児童手当など、申請すれば活用できる制度のことを言い、活用でき  
 ばあい かなら てつづ ねが  
 る場合は、必ずその手続きをお願いします。



(4) 扶養義務について

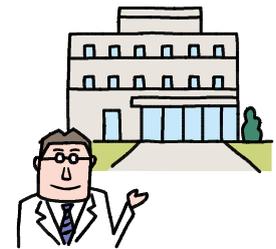
親や子、兄弟姉妹からの援助（以下、「扶養援助」という。）のことを言い、援助を相談できる方がいれば事前の相談をお願いすることもあります。扶養援助は必ずしも保護を受けるために必要な要件ではありません。



4 保護の種類について

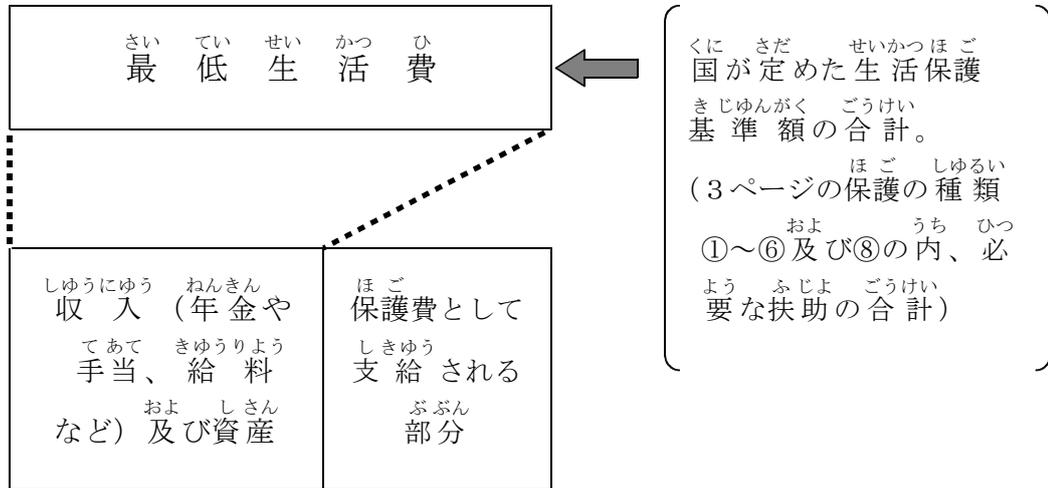
生活保護には、次のような種類があります。これらは国が定めた基準の範囲内で、個別の事情に応じて受けることができます。

- ① 生活扶助～食費・被服費・電気代などの光熱水費のための費用。
- ② 住宅扶助～家賃や地代として支払う費用。
- ③ 教育扶助～義務教育に必要な学用品代や給食費など。
- ④ 介護扶助～介護サービスの個人負担分など。
- ⑤ 医療扶助～公的保険が適用となる医療費や通院のための交通費など。
- ⑥ 出産扶助～お産のための費用。
- ⑦ 生業扶助～ア. 小規模な事業を始めるための費用。  
イ. 職業技能を身につけるための費用。  
ウ. 仕事に就くために直接必要な被服や道具などの費用。  
エ. 高等学校で就学するための費用や交通費。
- ⑧ 葬祭扶助～葬儀をとり行うための費用。



## 5 保護のしくみ

保護は、国が定めた世帯の生活費基準額（以下、「最低生活費」という。）と、あなたの世帯の収入や資産と比較して決定されます。



※あなたの収入や資産、能力などを活用して、それらが最低生活費を上回った場合は、保護は適用されません。

## 6 保護を申請した場合には・・・

あなたの地区の担当ケースワーカーが、あなたの家庭を訪問して、これまでの生活の様子をうかがいます。具体的な内容は以下のようなことです。また、保護の審査に必要な資料の提出をもとめる場合がありますので、ご協力ください。

- (1) 保護の申請に至った理由。
- (2) あなた（世帯員全員）の生活歴。（学歴や職歴、婚姻歴、病歴など）
- (3) 現在の収入と将来の収入見込み。
- (4) 預貯金、各種保険契約、不動産や動産、負債などの状況。
- (5) 他制度の利用状況
- (6) 親子、兄弟姉妹などの状況と、その方々からの援助の可能性。
- (7) その他、保護の決定に必要なことがら。

※ケースワーカーは、あなたが抱えている様々な問題を解決できるよう  
お手伝いをします。あなたの秘密は固く守られますので、遠慮なくご相談  
ください。



## 7 生活保護が決定されるまでの期間

申請書が提出されてから、ケースワーカーによる家庭訪問調査や  
書面調査などを経て、通常14日以内（理由のある場合は、30日  
以内）に胆振総合振興局から審査結果が通知されます。（保護が開始  
される場合は「保護決定通知書」、受けられない場合は「却下通知書」  
が送付されます。）



## 8 生活保護を除く、その他の相談先

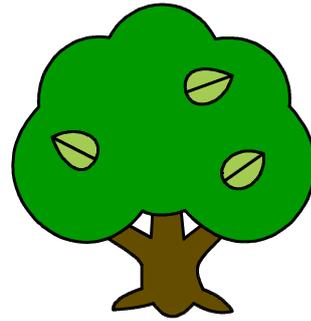
(1) 生活や仕事、家計などの困り事を相談したいとき

生活就労サポートセンターいぶり〔胆振総合振興局が事業委託

している生活困窮者自立相談支援機関〕

相談者専用フリーダイヤル

0120-09-0783



(2) 生活のための貸付制度を利用したいとき

お住まいの社会福祉協議会	でん 電 話
① 豊浦町社会福祉協議会	0142-83-2662
② 洞爺湖町社会福祉協議会	0142-76-7363
③ 洞爺湖町社会福祉協議会洞爺支所	0142-82-5185
④ 壮瞥町社会福祉協議会	0142-66-2511
⑤ 白老町社会福祉協議会	0144-82-6306
⑥ 安平町社会福祉協議会	0145-22-3061
⑦ 安平町社会福祉協議会追分支所	0145-25-2263
⑧ 厚真町社会福祉協議会	0145-27-2321
⑨ むかわ町社会福祉協議会	0145-42-2467
⑩ むかわ町社会福祉協議会穂別支所	0145-45-3874



